

相模原市都市公園条例の一部改正（案） に対する意見と市の考え方

意見の募集期間 平成27年10月1日（木）から10月31日（土）まで

意見提出者数 1人

意見総数 1件

意見の内容及び市の見解

No.	意見の内容	市の見解
1	他人に迷惑を及ぼす行為については、鳩に餌を与える行為や犬を散歩させ排泄させる行為、自転車を乗り回す行為や歩きタバコと吸殻のポイ捨てなどが該当すると思う。	都市公園内で他人に迷惑を及ぼす行為につきましては、人によってそれぞれの考えや感じ方が異なりますので、市では都市公園利用者や近隣住民が社会通念上、常識の範囲の中で迷惑や不快に思う行為のことを想定しています。 今後、具体的な迷惑行為の事例につきまして例示し、皆様に気持ち良く公園をご利用いただけるように努めてまいります。

担当課 公園課 042 - 769 - 8243